Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

English

USEFUL INFORMATION

“知立市すぐメール”今すぐ登録できます

日本語記事は13ページにあります。

Registro no serviço de informações de emergência por e-mail “Chiryu-shi Sugu Mail”

A partir do dia primeiro de novembro, iniciaremos o serviço de informações de emergência por e-mail para os residentes. Com o aumento do número de desastres naturais em anos recentes, ficou clara a importância de um serviço rápido e eficiente para informar a todos para que possam garantir a segurança.

Como fazer a inscrição para o recebimento das informações: 1. Envie um e-mail em branco (sem nenhuma mensagem). 2. Preencha os dados diretamente na página URL. 3. Faça a leitura do código QR.

Endereço de e-mail vazio	t-chiryu-pt@sg-m.jp
Endereço de e-mail original para envio	chiryu-en@sg-m.jp
Site para o registro (PC)	https://service.sugumail.com/chiryu-en/member/
Site para o registro (celular)	https://service.sugumail.com/chiryu-en/

Código QR

▶**Informações:** Departamento de Segurança, encarregado de prevenção a desastres. Tel: 0566-95-0160.

Registration for Chiryu Sugu Mail Distribution Service

In order to protect residents from disasters frequently happening recently, Chiryu will start mail distribution service for residents by obtaining information at times of disaster.

How to resister for the service: 1. Sending a blank mail to us 2. Accessing our URL directly 3. Reading QR code with your cell phone

Our mail address for blank mails	t-chiryu-en@sg-m.jp
Our mail address	chiryu-en@sg-m.jp
Registration site	https://service.sugumail.com/chiryu-en/member/
Registration site for cell phones	https://service.sugumail.com/chiryu-en/

QR code

▶**Inquiries:** Disaster measure section in Relief and safety measure department (0566-95-0160)

11月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

○○市役所　市民相談コーナー○○

▷ところ　市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	と　き	問合せ
外国人相談（ポルトガル語の通訳など）	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人相談コーナー（内線159）
市民相談（市役所での手続きなど一般相談）	毎週月･火･木･金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー（☎83-1111内線204）または市民課（☎95-0152）
司法書士相談（金銭問題、相続等）（要予約）	毎月第2･第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2･第4水曜日 午後1時～4時	
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	建築課（☎95-0156）
消費生活相談（消費者のトラブル相談など）	毎週金曜日 午後1時～4時	消費生活相談コーナー（内線202）または経済課（☎95-0125）
労働相談（要予約）	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課（☎95-0125）

○○各種専門分野　相談コーナー○○

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい者福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	と　き	ところ	問合せ
税務相談	11月21日(月) 午前9時～正午	市役所 2階 打合室②南	税務課 市民税係（☎95-0116）
教育相談	毎月第1･第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課（☎95-0136）
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課（☎95-0120）
手話相談（聴覚障がい者）	毎週火･木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 障がい福祉係（FAX 83-1141）
女性悩みごと相談	毎月第2･第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係 （☎95-0144）
DV相談	市役所開庁時間内		

※詳しくは、担当課までお問合せください。

○○福祉の里八ツ田　相談コーナー○○

※法律相談は毎月1日（休日を除く）の午前8時30分から予約してください

▷予約･問合せ　社会福祉協議会（☎82-8833）

心配ごと相談・人権相談	第1・3火曜日	午後1時～4時
交通事故相談（要予約）	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談（要予約）	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時
カウンセリング（予約制）	毎週水・土曜日	午後1時～2時
結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
生活困窮相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介しています。

【相談事例】「24時間最大千円」と表示されていたコインパーキングに3日間駐車した。料金は3千円だと思っていたのに、精算時の料金が8千円以上だった。おかしいと思ったが、支払わないと出庫できないので、仕方なく払った。すぐに電話で抗議したところ、「最初の24時間が千円でその後は通常料金だ。」と言われた。

【アドバイス】コインパーキングで、「1日最大○○円」「24時間最大△△円」などと表示されているのに、24時間を超えると料金体系が変わり、想定以上の料金を請求される事例が見られます。一見しただけでは利用条件が分かりにくい表示も一因です。利用する前に、看板などに大きく表示されている内容だけでなく、出入口付近や精算機付近などの詳細な利用条件にも目を通しましょう。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市役所内 相談コーナー】毎週金曜日：午後1時～4時　▶問合せ　消費生活相談コーナー（内線202）・経済課（☎95-0125）
【西三河県民相談室】月～金曜日：午前9時～午後4時30分　▶消費生活相談専用ダイヤル　☎0564（27）0999
【中央県民生活プラザ】月～金曜日：午前9時～午後4時30分、土・日曜日：午前9時～午後4時　▶☎052（962）0999